

応募方法

応募を希望される企業・団体・自治体等の皆様はまず、スマート・ライフ・プロジェクトメンバーにご登録ください。登録はウェブサイトから簡単な手続きで行えます(登録無料) ▶ <https://www.smartlife.mhlw.go.jp/>

郵送またはメール添付

- step 1** スマート・ライフ・プロジェクト ウェブサイトのアワードエントリーページ (<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/>) にアクセスして応募書類一式(応募申込書/取組事例簡易紹介シート)をダウンロードしてください。
※ウェブサイトから応募書類が入手できない場合は、事務局までご連絡ください。書類一式を郵送いたします。
- step 2** ダウンロードした「応募申込書」および「取組事例簡易紹介シート」に必要事項を記入します。
※別添資料はA4両面10枚以内に収めてください。※取組事例簡易紹介シートはセルを広げないでください。※一次選考を通過した企業・団体・自治体の「取組事例簡易紹介シート」は、スマート・ライフ・プロジェクトホームページ等のウェブへ公開、表彰式当日の資料として活用いたします。
- step 3** 「応募申込書」および「取組事例簡易紹介シート」を、下記事務局まで郵送またはメールにて送付してください。(FA X不可) ▶ kenkoaward@spb.co.jp
※必ず応募締め切り(令和4年8月31日(水)[当日消印有効]まで)にお送りください。※メール送付の場合は件名を「アワード応募」としてください。※郵送の際は、応募申込書および取組事例簡易紹介シートのデータをCD-ROM等のメディアに入れてください。(ただし、USBやSDカードは不可。別添資料がある場合は、それもメディアに入れてください。)*応募申込書を郵送する場合、簡易書留等の配達確認ができる方法にてお送りください。尚、直接事務局までお持ち込みいただいても、受領できません。必ず郵送もしくはメールにてご応募ください。※応募申込書の返却はいたしません。また事務局にて応募申込書の差替え等はいりません。※映像・音楽資料は審査の対象外となりますのでご注意ください。

応募期間 令和4年7月1日(金)～令和4年8月31日(水)

[応募に関する重要事項]

- 1つの企業・団体からは1応募のみとします。但し、事業所別・支社・支所別での応募は可能です。
- 応募内容に複数の事業者・団体が係る場合は、連名で応募することが可能です。(受賞の対象はあくまでも応募事業者・団体となります。)
- 必要に応じて、電話等によるヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合があります。
- 応募担当者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど、必要事項を必ずご記入ください。記入漏れの場合は審査対象外となりますので、予めご了承ください。
- 応募申込書には応募にあつての同意事項について、同意欄を設けています。ご確認の上、ご記入・入力ください。
- 応募書類を郵送またはメール送付される場合は令和4年8月31日(水)[当日消印有効]までに、郵送送付もしくはメール送信してください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募書類の使用言語は、原則日本語のみとさせていただきます。
- 応募申込書を郵送する場合、簡易書留等の配達確認ができる方法にてお送りください。尚、直接事務局までお持ち込みいただいても、受領できません。必ず郵送もしくはメールにてご応募ください。
- 応募申込書の返却はいたしません。また事務局にて応募申込書の差替え等はいりません。
- 採血等を伴う取組の場合は、倫理審査を実施したうえで応募をお願いいたします。

[応募に関わる権利の保全、他]

- [1] 企業・個人情報の使用
- 応募者から提出された情報については、本アワードの実施及びスマート・ライフ・プロジェクトの展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することにご同意ください。
- [2] 応募対象情報の使用
- 応募申込書などの応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。
 - 応募内容に関わる情報は、アワードの実施及びスマート・ライフ・プロジェクトの展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することにご同意ください。
 - なお、その編集については、主催者による監修・確認に一任することをご了承ください。
- [3] 応募者の責任に帰する事項
- 応募対象者についての意匠権、商標権、著作権及び品質、性能、安全性、販売、活動

等で生じた問題の責任は応募者にあるものとし、主催者は一切責任を負いません。

- [4] 応募者の応募取り消し
- 応募者側に、応募から表彰式までの期間で、応募内容についての審査の継続が困難な事由が生じた場合は、応募の取り消しが可能です。
 - 応募者が応募の取り消しを希望する場合は、直ちに事務局に連絡後、その旨を申請する書面にて提出してください。
- [5] 主催者の表彰取り消し
- 主催者は、表彰の内定から表彰式までの間、もしくは表彰後、表彰対象の応募内容に下記のような事実が判明した場合は、評価委員会の承諾を経て、表彰を取り消すことができます。
 - *応募内容に関わる虚偽、不正が発覚した場合
 - *応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合
 - *その他、評価委員会が必要と認めた場合

[応募に関わる費用・経費他]

- 応募申込、アワード参加に係る費用は無料です。
- 表彰式に出席される場合の出張交通費等は、原則自己負担となります。
- 審査や表彰式を実施するにあたり、資料や商品等の提供をお願いすることがあります。

[審査に関する重要事項]

- 受賞が内定した応募者には、応募内容についての再確認や取組に関するプレゼンテーションを実施していただく可能性がありますのでご協力をお願いします。なお新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン形式で開催する場合もございます。その際は、予めWeb会議サービス(Zoom等)をインストールして頂き事前に事務局よりオンライン環境確認をさせていただきます。
- 入賞した応募事例は、スマート・ライフ・プロジェクトウェブサイトにて紹介する予定です。紹介を希望されない場合は、受賞のご連絡を差し上げた時点でその旨を事務局にお知らせください。
 - ※紹介を希望されないことが審査に影響することはございません。
- 審査内容の詳細に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申立については一切お受けできませんので、ご注意ください。
- 応募頂いた部門は事務局で変更させて頂く場合がございます。

★「健康寿命をのばそう!アワード」他分野のお知らせ

- 介護予防・高齢者生活支援分野(厚生労働省老人保健課、認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111 内線3947,3986)
「地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた優れた取組を行っており、かつ、それが個人の主体的な取組の喚起に資するような取組を行っている企業、団体、自治体を表彰。」
- 母子保健分野(厚生労働省子ども家庭局母子保健課 03-5253-1111 内線4981,4982)
「すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向け、母子の幸せで健康な暮らしを支援するための優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰。」

第11回 健康寿命をのばそう!アワード
(生活習慣病予防分野)

スマート・ライフ・プロジェクト に関するお問い合わせ先

スマート・ライフ・プロジェクト 事務局
〒164-0011 東京都中野区中央2-9-1サンロータスビル3F
TEL:03-5337-8134 受付時間:10:00～18:00(土日祝、年末年始休み)
E-mail:kenkoaward@spb.co.jp

本応募要項並びに応募申込書は、スマート・ライフ・プロジェクト ウェブサイトよりダウンロードできます。

健康増進・生活習慣病予防への貢献に資する
優れた啓発活動・取組を募集します!

第11回

健康寿命をのばそう! アワード

〈生活習慣病予防分野〉



応募要項

第11回

寿

健康寿命を
のばそう!
AWARD



令和4年7月1日(金) ▶ 令和4年8月31日(水)

健康寿命をのばそう
SMART LIFE PROJECT

詳しくはスマート・ライフ・プロジェクト公式サイトをご覧ください。
<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/>

スマート・ライフ・プロジェクト 検索

第11回「健康寿命をのばそう!アワード」

応募はウェブサイトから ▶▶▶ <https://www.smartlife.mhlw.go.jp/>

企業・団体・自治体の皆様から 健康増進・生活習慣病予防への貢献に資する取組事例を募集します

スマート・ライフ・プロジェクトでは、今年も生活習慣病予防の啓発活動の奨励・普及を図るため、「第11回 健康寿命をのばそう!アワード」(生活習慣病予防分野)を実施いたします。

この表彰制度では、企業、団体、自治体等において「スマート・ライフ・プロジェクト」が掲げる4つのテーマ(適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診)を中心に、健康増進・生活習慣病予防への貢献に資する優れた啓発活動・取組の奨励・普及を図ることを目的としたものです。

企業・市民団体・NPO・学校及び自治体など、多数の方々のご応募お待ちしております。

健康寿命をのばそう

SMART LIFE PROJECT



Smart Life Project スマート・ライフ・プロジェクトとは

「スマート・ライフ・プロジェクト」では「健康寿命をのばそう!」をスローガンに、全ての人が人生の最後まで元気で健康で楽しく毎日が送れることを目標に、運動、食生活、禁煙、健診・検診の4分野について具体的なアクションの呼びかけを行っています。

詳細はウェブサイトまで
<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/>

実施概要

主催	厚生労働省(スマート・ライフ・プロジェクト)、スポーツ庁
後援	健康日本21推進全国連絡協議会
実施期間	《応募受付》令和4年7月1日(金)▶令和4年8月31日(水) 《表彰式》令和4年11月(予定) 場所:都内会場(予定) ※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる可能性があります。
応募対象	生活習慣病予防の啓発活動及び健康寿命をのばすことを目的とする優れた取組を行っている企業・団体・自治体 ※令和3年9月1日~令和4年8月31日までに実施された活動を対象とします。(以前からの継続も可)
募集部門	①企業部門 ②団体部門 ③自治体部門
応募先	スマート・ライフ・プロジェクト事務局
応募方法	書類を郵送またはメール送付
表彰	厚生労働大臣 最優秀賞(1件) / 企業部門優秀賞(1件) / 団体部門優秀賞(1件) / 自治体部門優秀賞(1件) スポーツ庁長官 企業部門優秀賞(1件以内) / 団体部門優秀賞(1件以内) / 自治体部門優秀賞(1件以内) 厚生労働省局長 企業部門優良賞(5件以内) / 団体部門優良賞(5件以内) / 自治体部門優良賞(5件以内)
スケジュール(予定)	応募期間<7月1日~8月31日>→一次審査(書類審査)<10月初旬>→二次審査(審査会)<10月中旬>→受賞候補者通知<10月下旬>→最終審査・表彰式<11月(予定)>

受賞後の特典

特典1

受賞取組内容を
スマート・ライフ・プロジェクト
ウェブサイトに掲載!



スマート・ライフ・プロジェクトウェブサイト

特典2

受賞ロゴマークが使用可能!



名刺やホームページ等での使用例
※昨年の使用例

特典3

各種メディアの他、厚生労働省関係の媒体・イベント等でも皆さまを紹介!(一例)

- 中日新聞にて第9回健康寿命をのばそう!アワード受賞者(尾張旭市)の取組を紹介
- 健康寿命をのばそう!サロン(令和3年度)において第10回健康寿命をのばそう!アワード受賞者(JFEスチール株式会社)に登壇いただき取組を紹介

募集部門/内容

※令和3年9月1日~令和4年8月31日までに実施された活動を対象とします。(以前からの継続も可)

部門	募集対象
①企業部門 ②団体部門	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業や医療・教育機関、NPO等様々な主体及びその連携による取組を対象とします。 ■ 企業や団体による組織内や家族等、市民に向けた全般的な健康向上の取組、また生活習慣病や特定の疾患に関する予防・改善・意識改善の取組 ■ 健康診断(特定健診、がん検診など)に関する受診促進などの取組 ■ 医療や健康維持を目的とした啓発活動や運動的な取組・地域活性運動・スポーツや食育・ワークライフバランス等周辺課題との連動や社員食堂等の工夫等 ■ シンポジウム・ウェブサイト活用、エンターテインメント、情報発信活動等 ■ 企業等の商品・サービスで、消費者の健康向上の実績があり、かつ今後国民運動への貢献が見込まれるもの ■ ITや先進技術を活かした地域における実験的な、今後可能性ある取組等 <p>※企業や団体・企業法人、公益財(社)団・一般社(財)団法人、NPO法人、学校法人、個人事業者、研究者等を想定。 ※研究機関や研究者と企業・団体が協同した取組の場合は、取組の活動主体からの申請をお願いします。 ※健康保険組合単独のエントリーの場合は、団体部門にて申請をお願いします。</p>
③自治体部門	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体による取組、及び自治体を中心に企業や医療・教育機関、NPO等様々な主体との連携による取組等を対象とします。 ■ 自治体による、地域住民や自治体職員等に向けた全般的な健康向上の取組、また生活習慣病や特定の疾患に関する予防・改善・意識改善の取組 ■ 健康診断(特定健診、がん検診など)に関する受診促進などの取組 ■ 医療や健康維持を目的とした啓発活動や運動的な取組・地域活性運動・スポーツや食育・ワークライフバランス等周辺課題との連動や自治体の食堂等の工夫等 ■ シンポジウム・ウェブサイト活用、エンターテインメント、情報発信活動等

※応募いただいた部門は事務局で変更させて頂く場合がございます。

【主たる評価項目】

- スマート・ライフ・プロジェクトの方向性と合致している。
- ファクトとなる数値やエビデンス情報がある。(※必須)
- 計画・実施・評価・改善といったPDCAサイクルの仕組みを取り入れている。
- 継続的な取組である。
- 取組による変化や結果が明記されている。(参加人数等)
- 国民への健康意識啓発効果がある。
- 創意工夫により行動変容を実現している。
- 他の企業・団体・自治体が活用できるヒントがある。
- 革新性や社会に対する提案性がある。

第10回 健康寿命をのばそう!アワード



第10回 健康寿命をのばそう!アワード最終審査・表彰式

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を鑑み、第10回は表彰式を実施せず、結果発表のみとさせていただきます。

受賞プロジェクト事例紹介冊子
↓下記URLからダウンロード可能
https://www.smartlife.mhlw.go.jp/pdf/award/award_10th_seikatsu.pdf

